平成２７年（フ）第４５８４号
東京都杉並区高円寺北４丁目31―14　アーバンプレイス高円寺北Ｃ202
債務者　中山　剛志
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫惠美子
4　破産債権の届出期間　平成27年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５７９号
東京都小平市小川町１丁目111―４―203
債務者　塩島　基行
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井砂　貴雄
4　破産債権の届出期間　平成27年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４５８０号
東京都墨田区江東橋５丁目７―10―804
債務者　相澤　政志
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　義宏
4　破産債権の届出期間　平成27年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６９号
山形市大字今塚683番地
債務者　會田　浩之
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　三之
4　破産債権の届出期間　平成27年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月６日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３９９号
東京都豊島区東池袋４―27―５　ライオンズプラザ池袋303号室、住民票上の住所徳島県徳島市上吉野町３丁目７―３
債務者　諸岡　義明
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村満美子
4　破産債権の届出期間　平成27年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年７月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２７４号
広島県東広島市西条町土与丸1237番地１３―Ａ―４号
債務者　中村　圭一
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中岡　正薫
4　破産債権の届出期間　平成27年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月２日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折2037番地９
債務者　星本　嘉之
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　破産債権の届出期間　平成27年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月31日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７１２号
大阪府豊中市新千里西町２丁目３番４―402号
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９８４号
大阪府高槻市若松町26番３号
債務者　香西　絵美（旧姓冨士川）
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１７２号
大阪府豊中市曽根東町１丁目10番31―503号、申立時の住所大阪府豊中市曽根東町３丁目５番32号
債務者　玉守　良人
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４３９号
大阪市浪速区恵美須西３丁目14番35―410号、前住所兵庫県西宮市満池谷町５番15―410
債務者　片丘　昌利
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５３２号
大阪府大東市太子田１丁目４番１号　ベルカーサ太子田506号、前住所大阪府門真市江端町５番５―11号
債務者　今滝　　学
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６０２号
大阪市港区磯路３丁目15―23
債務者　インテリア藤木こと　藤木　幸雄
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６１２号
大阪府八尾市上尾町１丁目１番地の１
債務者　藤井　靖士
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６３９号
大阪府東大阪市松原１丁目20番２号
債務者　宮武　芳明
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部